

Title	資産負債観の説明可能性：総説
Sub Title	Significance of asset and liability view : introduction
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.1 (2011. 4) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	<p>20世紀の後半から、会計は大きな変革に直面したが、その変革は、一般に、「収益費用観から資産負債観への転換」というキーワードによって表現されている。しかし、そうであれば、収益費用観と資産負債観という二項対立の本質が、理論的に究明されなければならないはずである。しかるに、わが国の会計学界においては、そうした究明が、なされているとは筆者には思われないのである。すなわち、もっぱら、収益費用観によればかくかくの処理になり資産負債観によればしかじかの処理になるといった議論、あるいはある処理がFASBあるいは国際会計基準のどの条項から導出されるのかといった議論しかなされていないのである。しかし、これでは、FASBあるいは国際会計基準の追随学とは言えても、とうてい、理論的検討とは言えないであろう。</p> <p>本稿以下では、こうした問題意識のもとに、第1に資産負債観の導入によって、会計事象が本当に合理的に説明されるようになったのかにかかわる問題、第2に収益費用観・資産負債観という二項対立が、本当に論理整合的に概念規定されているのかにかかわる問題、そして第3に収益費用観・資産負債観と測定規約の基本的枠組との関係（収益費用観・資産負債観が測定規約の基本的枠組においてどのような位置を占めているのか）にかかわる問題の3点を検討するが、まず第1の論点を俎上に載せることにしたい。</p> <p>本稿では、そのための予備的考察として、収益費用観・資産負債観の概念内容を筆者なりに明らかにしておこう。この点、一般的な見方によれば、収益費用観は、企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計算方式であるのに対して、資産負債観は、市場変動による損益にかかわる計算方式と理解されているようである。しかし、こうした概念内容では、現実に生じている会計実践の変容を合理的に説明できないし、また二項対立として論理的に成立するとも思われない。</p> <p>そこで、そうした通説と対比させて、収益費用観を価値生産活動の損益に関する計算方式、資産負債観を資本貸与活動の損益に関する計算方式という二項対立を提起する。そして、以下では、このふたつの見方を対比しながら検討することにしたい。</p> <p>本稿では、①計算擬制項目（繰延資産・負債性引当金）の是正の問題、②有価証券への時価評価の導入の問題、③機械等への時価評価の導入の問題、そして④資産除去債務の計上の問題の4点を論ずるが、まず貸方項目を取り上げる。すなわち、特別修繕引当金、製品保証引当金、および資産除去債務に関する資産負債観の説明能力の問題を、順次検討する予定である。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資産負債観の説明可能性

— 総 説 —

笠井 昭 次

<要 約>

20世紀の後半から、会計は大きな変革に直面したが、その変革は、一般に、「収益費用観から資産負債観への転換」というキーワードによって表現されている。しかし、そうであれば、収益費用観と資産負債観という二項対立の本質が、理論的に究明されなければならないはずである。しかるに、わが国の会計学界においては、そうした究明が、なされているとは筆者には思われないのである。すなわち、もっぱら、収益費用観によればかくかくの処理になり資産負債観によればしかじかの処理になるといった議論、あるいはある処理がFASBあるいは国際会計基準のどの条項から導出されるのかといった議論しかなされていないのである。しかし、これでは、FASBあるいは国際会計基準の追随学とは言えても、とうてい、理論的検討とは言えないであろう。

本稿以下では、こうした問題意識のもとに、第1に資産負債観の導入によって、会計事象が本当に合理的に説明されるようになったのかにかかわる問題、第2に収益費用観・資産負債観という二項対立が、本当に論理整合的に概念規定されているのかにかかわる問題、そして第3に収益費用観・資産負債観と測定規約の基本的枠組との関係（収益費用観・資産負債観が測定規約の基本的枠組においてどのような位置を占めているのか）にかかわる問題の3点を検討するが、まず第1の論点を俎上に載せることにしたい。

本稿では、そのための予備的考察として、収益費用観・資産負債観の概念内容を筆者なりに明らかにしておこう。この点、一般的な見方によれば、収益費用観は、企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計算方式であるのに対して、資産負債観は、市場変動による損益にかかわる計算方式と理解されているようである。しかし、こうした概念内容では、現実に生じている会計実践の変容を合理的に説明できないし、また二項対立として論理的に成立するとも思われない。

そこで、そうした通説と対比させて、収益費用観を価値生産活動の損益に関する計算方式、資産負債観を資本貸与活動の損益に関する計算方式という二項対立を提起する。そして、以下では、このふたつの見方を対比しながら検討することにしたい。

本稿では、①計算擬制項目（繰延資産・負債性引当金）の是正の問題、②有価証券への時価評価の導入の問題、③機械等への時価評価の導入の問題、そして④資産除去債務の計上の問題の4点を論ずるが、まず貸方項目を取り上げる。すなわち、特別修繕引当金、製品保証引当金、および資産除去債務に関する資産負債観の説明能力の問題を、順次検討する予定である。

<キーワード>

収益費用観, 資産負債観, 損益産出活動・市場変動対立説, 価値生産活動・資本貸与活動対立説, 取得原価, 増価, 償却原価, 割引現在価値, 取得原価主義会計論, 損益計算目的, リスク・実態表示目的, 負債の全貌表示, 説明理論, 規範理論

I 日本の会計理論の現状

20世紀後半から、会計の世界には、大きな変革のうねりが押し寄せ、現代会計は、20世紀の会計を規定してきたいわゆる取得原価主義会計と訣別することになった。以下において、取得原価主義会計論によって規定されていたとされる時期を旧実践、取得原価主義会計論と訣別した以後を新実践とよぶことにしよう。わが国において概略的に言えば、1999年の「金融商品会計基準」が適用される以前の会計実践が旧実践、それ以後が新実践ということになる。

旧実践から新実践へのこうした変革は、一般に、「収益費用観から資産負債観への転換」ということをキーワードにして推進されてきたと言ってよいであろう。しかしながら、問題は、(一般に言われている)収益費用観と資産負債観という二項対立によって、こうした変革が、本当に、合理的に説明されているかどうかである。結論的には、合理的に説明されているとは言い難い、というのが筆者の考えである。もっとも、事態はさらに深刻であり、合理的に説明されているかどうかという問題意識すら欠如している、というのが現状なのではないだろうか。そこで、この点について、若干、私見を述べることにしたい。

この問題を、会計理論の問題として捉えるかぎり、本来、まず第1に、旧実践を説明する原理としての収益費用観のどこに不合理があったのかということが明らかにされなければならない。次いで第2に、それを資産負債観はどのように是正しようとし、かつ、現実には是正されているのかということが、何らかの形で論証されなければならないはずである。しかし、この2点のいずれについても、問題なしとしないのである。

すなわち、まず前者の、旧実践の説明に関する不合理性の解明に関する論点であるが、その不合理性の原因が的確に認識されていなければ、それを是正してみたところで、問題は解決されなはずである。例えば旧実践を規定していたとされる取得原価主義会計論の理論的欠陥が、いわゆる収益費用観に準拠していたために、価値変動の要因(あるいは価格に具現されるリスク・実態という要因)を看過していたことにあるとするなら、たしかに、資産負債観に転換し、価値変動あるいはリスク・実態を反映したものとしての時価を導入することによって、会計実践の説明に関する不合理性が是正されることになろう。

しかし、もし取得原価主義会計論の理論的欠陥がそこにはなく、計算対象の誤認にあるとしたら、いくら、時価評価を導入しても、問題は解決しない。例えば負債性引当金の事例にみられるように、特別修繕引当金の計上にさいして生じている事実が修繕ではなく損傷であり、そこに問題の本質があるとしたら、あるいは、金融資産の評価問題にみられるように、価値生産活動だけ

を計算対象にしており、資本貸与活動（金融活動）を想定していない点に問題の本質があるとしたら、まずもって計算対象を再構成し、そのうえで、理論を再構築しなければならない理である。そうであれば、本来、取得原価主義会計論の理論的欠陥は本質的に何なのかという点につき、侃侃諤諤の議論がなければならないはずである。しかるに、わが国の会計学界において、そうした論争など、およそ行なわれていないのである。これで、はたして、会計実践を是正するための改革など、可能なのであろうか。

次に後者の、新実践が合理的に説明されているかどうかの問題であるが、仮に取得原価主義会計論の理論的欠陥が明らかになったとして、つまり収益費用観に何らかの理論的欠陥があったとして、それが、言うところの資産負債観によって本当に是正されているのか、ということが何らかの形で論証されなければならないのではないだろうか。しかるに、日本の会計学界では、そうした議論も、まったくなされていない。ただひたすら、資産負債観によれば、どういう会計処理になるのか、あるいは、ある会計処理が、FASBのSFACや国際会計基準の理念に合致しているのかどうか（ある会計処理が、FASBのSFACや国際会計基準から導出できるのかどうか）、ということが論じられているにすぎない。そこでは、FASBや国際会計基準の絶対的妥当性を所与の前提としつつ、いわば定義の正統性が問われているだけにすぎない。そうした定義が当該事象を合理的に説明しているのかどうか、ということなどまったく度外視されているのである。そうした定義の、論理的妥当性あるいは会計事象の合理的説明可能性に関する論証意識など、皆無と言ってよいであろう。

そのことは、日本の会計理論が、FASBの訓詁注釈の学になっていること、あるいは国際会計基準の潮流に翻弄されてしまっていることを、如実に示していると言ってよいのではないだろうか。すなわち、FASBにしても国際会計基準にしても、収益費用観と資産負債観という枠組のもとで資産負債観に依拠することによって制度改革を語ることは、所与の大前提になっているが、そうした動向に追随しているわが国会計学界においては、具体的な会計処理が、SFAC（およびSFAS）あるいは国際会計基準の枠組に適っているかどうかは議論の対象になりこそすれ、FASBあるいは国際会計基準審議会の提唱する収益費用観・資産負債観といった枠組それ自体の妥当性に問題があるかもしれないということなど、まったく想定されていないようなのである。

日本の会計学を、FASB学あるいは国際会計基準の追随学と筆者が規定する所以である。しかし、これで、はたして、科学的検討と言えるのであろうか。あるいは、日本の会計学に、レーゾン・デートルがあると言えるのであろうか。

日本の会計学の現状を、筆者はそのように考えているが、ここでは、そうした問題意識のもとに、収益費用観・資産負債観という枠組を批判的に検討することとしたい。そこには、多くの論点があり得るが、第1に資産負債観の導入によって、会計事象が本当に合理的に説明されるようになったのかにかかわる問題、第2に収益費用観・資産負債観という二項対立が、本当に論理整合的に概念規定されているのかにかかわる問題、そして第3に収益費用観・資産負債観と測定規約の基本的枠組との関係（収益費用観・資産負債観が測定規約の基本的枠組においてどのような位置を占めているのか）にかかわる問題の3点を取り上げることとしたい。本稿以下では、まず第1

の論点、資産負債観による会計事象の説明能力にかかわる問題を取り上げることにしよう。そのために、Ⅱにおいて、収益費用観および資産負債観の概念内容を明らかにしたうえで、資産負債観の説明能力という第1の論点に関する検討課題をⅢで整理することにしたい。

Ⅱ 収益費用観・資産負債観の概念内容

筆者の企図は、収益費用観・資産負債観の本質を穿鑿することにあるが、ここで、まず最初に、収益費用観・資産負債観の概念内容を整理しておこう。

(1) 収益費用観・資産負債観の定義的内容

まず収益費用観および資産負債観の定義的な内容であるが、ここでは、基本的には、フローとストックとの関係にかかわるいわば計算方式として理解しておこう。すなわち、損益計算のフロー要素の額（ここでは、暫定的に、収益・費用および利得・損失という用語を用いることにする）の測定を基点にして、その結果として資産・負債のストック額を導出する計算方式を収益費用観、その逆に、資産・負債といったストック額の測定を基点にして、その変動差額を損益計算のフロー要素（収益・費用および利得・損失）の額とする計算方式を資産負債観とみるわけである。いま資産・負債等のストックをS、損益計算の構成要素であるフローをFと表記すれば、さしずめ、収益費用観は $[F \rightarrow S]$ 、資産負債観は $[S \rightarrow F]$ とでも定式化できよう。

収益費用観および資産負債観を定義的に明らかにしたのは、1976年に公表されたいわゆるFASB『討議資料』なので、以下において、これに依拠して、定義的な内容を概観することしよう。この討議資料によれば、収益費用観においては、利益は、「1期間の収益と費用との差額にもとづいて定義」(FASB [1976] par. 38, 津守 [1997] 55ページ)されるので、この収益・費用額の測定が、基点となる。すなわち、「収益・費用が支配的概念となるので、資産・負債の測定は、一般に、利益測定プロセスの必要性によって規定される」(FASB [1976] par.42, 津守 [1997] 56ページ)ことになるのである。

これに対して、資産負債観においては、利益は、「資産・負債の増減額にもとづいて定義」(FASB [1976] par. 34, 津守 [1997] 53ページ)されており、したがって、資産・負債の測定が、会計の基本的な測定プロセスになる。つまり、「その他の財務諸表の構成要素——すなわち、所有者持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失——はすべて、資産・負債の属性の測定値相互間の差額、あるいは当該各測定値の変動額として測定される」(FASB [1976] par. 34, 津守 [1997] 53ページ)のである。

かくして、こうした側面からは、このふたつの計算方式は、次のように総括されることになる(FASB [1976] par. 48, 津守 [1997] 59ページ)。

資産負債アプローチは、資産・負債の定義、特性、測定に依存し、利益を一義的には資産・負債のある種の変動の正味の結果とみなす。収益費用アプローチは、収益・費用の定義、

特性、測定に依存し、資産・負債の変動を一義的には収益・費用の結果とみなす。

収益費用観および資産負債観は、きわめて雑多な内容を含んで定義されているが、収益費用観はフローを中心にした計算方式〔F→S〕であるのに対し、資産負債観はストックを中心にした計算方式〔S→F〕であるという理解は、一般的に認められていると言ってよいのではないだろうか。しかし、問題は、この計算方式の本質であるが、その点については、必ずしも一様ではない。そして、その点の相違によって、この枠組の説明力も大きく異なってくるので、本来、そのいずれが妥当なのか、という点についての検討が不可欠なはずである。しかし、これまでのところ、そうした検討は、まったくなされていない。少なくとも、日本の会計理論においては、収益費用観によればかくかくの処理になり、資産負債観によればしかじかの処理になる、といった議論しかなされていない。収益費用観・資産負債観に関する本質的な検討など、筆者は寡聞にして知らない。そこで、ここでは、一般的見解と私見とを対比させながら、一般的見解の問題点を索出することとしたい。

(2) 収益費用観・資産負債観の本質に関する通説の見方

フロー中心の計算方式である収益費用観の本質は、一般的には、企業の損益産出活動に伴うフロー額（費用）を把握すべく、資産額の期間配分を行なう計算方式と理解されている、とみてよいのではないだろうか。こうした特質から、配分スキームともよばれているようである。いずれにしても、この計算方式では、資産ストック額は、未配分のフロー額ということになり、その時点における資産の評価額を反映するものではないことになる。他方、ストック中心の計算方式である資産負債観というのは、資産・負債のストック額について市場における評価（売却時価）を会計に取り込み、その評価差額をもってフロー額（損益要素）とするので、価値評価スキーム（あるいは評価スキーム）ともよばれているようである。つまり、資産負債観というのは、企業の主体的な損益産出活動とは無関係に、市場における評価（売却時価）の変動を会計に反映させるのに対して、収益費用観というのは、企業の主体的な損益産出活動にかかわるフローを会計に反映させているのである。そのかぎりでは、資産負債観（価値評価スキーム）が、市場変動による損益に関する計算方式であるとするれば、収益費用観（配分スキーム）というのは、企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計算方式とでも特質づけることができよう。

もっとも、収益費用観および資産負債観について、直接的にこうした形で定義されることは、一般的にはない。例えば、収益費用観をもって企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計算方式とするといった主張は、一般的にはなされていない。しかしながら、他方の資産負債観が、企業の主体的な損益産出活動ではなく、いわば環境要因としての市場における時価の変動を会計に持ち込んだ計算方式に他ならないとしたら、それと対比的に言えば、収益費用観をそのように特質づけることも、不可能ではないであろう。いずれにしても、少なくとも筆者は、一般的な見方を、そのように特質づけているのである。このような筆者の理解によれば、一般的な見方による収益費用観と資産負債観というのは、企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計

算方式と市場変動による損益に関する計算方式との対立であることになる。そこで、以下では、こうした一般的見方を、損益産出活動・市場変動対立説とよぶことにする。

(3) 収益費用観・資産負債観の本質に関する私見

そうした通説に対して、筆者は、まったく異なった見方をしている。すなわち、収益費用観がフローを中心にした計算方式であるとすれば、まずもってフローが自律的に把握できなければならない理である。そうであれば、そのフローというのは、物量的フローでなければならない。つまり、物量的フローが存在しなければならないのであるが、そのことは、この計算方式が、人間労働力に基づいて価値が生産される活動（その実体が人間労働力によって構成されている経済財の生産に関する活動）にかかわっている、ということの意味している。

他方、資産負債観がストックを中心にした計算方式であるということは、フロー自体は把握できないこと、つまり物量的フローが存在しないことを含意している。逆に言えば、そこに存在するのは、ストックだけであり、したがって、ストック評価額だけが計算され得るのである。フローというものを想定し得るとすれば、そのストック評価額の差額ということになる。しかし、そのストック評価額の差額には、物量的フローなど随伴しない。ただ単に、2時点間のストック評価額の差額として、計算的に算出されたものにすぎないのである。そこで、こうしたフローを、ここでは、物量的フローに対して、評価的フローとよんでおこう。資産負債観のこうした計算方式に妥当するのは、資本貸与活動（金融活動）に属する経済財であろう。それに属する満期保有の金融資産あるいは売買目的の金融資産というのは、人間労働力によって産出されたものではない。したがって、人間労働力といった実体を具えていないいじょう、人間労働力の価格によって測定できる生産価格なども、ない。もっとも、取引の対象にはなっているのであるから、価格は存在するが、その価格は、あくまで、将来期待できるキャッシュインフローを一定の利率で現在の価値にまで割引いた割引現在価値（ただし社会的に平均化された割引現在価値）によって測定されるのである。

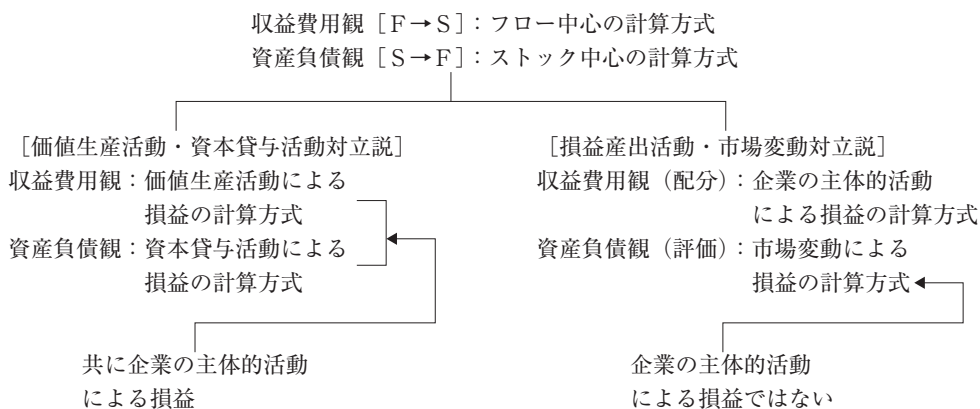
以上のような私見によれば、収益費用観は価値生産活動による損益に関する計算方式、資産負債観は資本貸与活動による損益に関する計算方式ということになる。つまり、企業は、その主体的損益産出活動として、価値生産活動による損益と資本貸与活動による損益というふたつの異質の損益を産み出しているが、収益費用観と資産負債観とは、そのふたつの異質な損益の算出に関する計算方式の対立なのである。そこで、以下では、こうした筆者の見方を、価値生産活動・資本貸与活動対立説とよぶことにしよう。

ちなみに、ここでの知見を前提にすれば、そもそも収益費用観ではフロー（物量的フロー）の把握が前提とされなければならないいじょう、通説の収益費用観における企業の主体的損益産出活動というのは、価値生産活動でなければならないと思われる。つまり、一般的な見方である損益産出活動・市場変動対立説によれば、企業の損益産出活動としては、純理論的に言えば、価値生産活動しか想定されていないことになる。もちろん、今日では、金融資産という概念が市民権を得てはいるが、しかし、その損益にしても、価値生産活動にかかわる実現概念あるいはその延

長線上にある実現可能基準によって認識されるとみなされている。そうであれば、資本貸与活動（金融活動）による損益は、実現したも同然の損益に他ならず、けっして、価値生産活動による損益と異質な損益と考えられているのではない。そこでは、価値生産活動の損益と資本貸与活動の損益とは、単に認識時点の遅速といういわば量的な相違としてしか理解されておらず、損益の質的相違が認識されているとは言えないのである。したがって、損益産出活動・市場変動対立説における収益費用観では価値生産活動しか想定されていない、というのが筆者の考えである。

以上を纏めれば、次のように図示できよう。

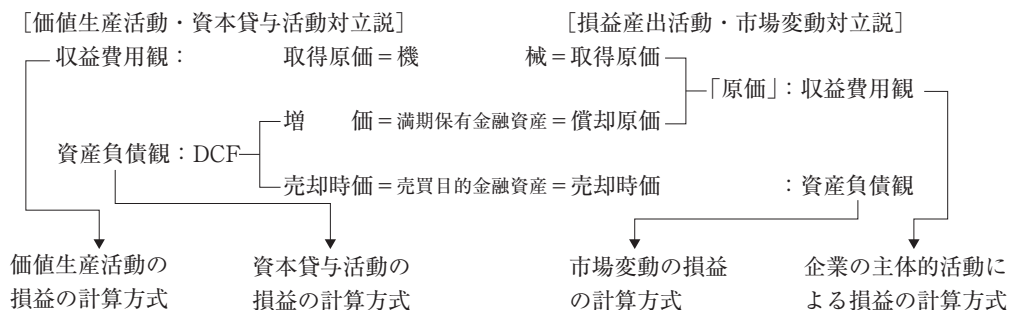
図表 1



(4) 両説の具体的相違

しかし、以上の論述では、きわめて抽象的で、通説である損益産出活動・市場変動対立説と筆者の価値生産活動・資本貸与活動対立説との相違が端的に理解できない。そこで、ここでは、機械の取得原価、満期保有金融資産の償却原価（増価）、そして売買目的金融資産の売却時価の三者を取り上げて、このふたつの見方の相違を具体的に示しておこう（DCF: 割引現在価値）。

図表 2



この図表からも、通説の損益産出活動・市場変動対立説と私見の価値生産活動・資本貸与活動対立説とでは、満期保有金融資産の位置づけが、大きく異なっていることは明らかであろう。す

なわち、私見では、その評価原則は、償却原価ではなく増価と名づけられている。それは、時間的経過に従って（現実に資本を貸与した時間に従って）、当初（入帳時）の利率によって算出された利息分だけ、その評価額が増加していくからである。こうした説明から明らかのように、その評価額は、将来に期待されるキャッシュインフローと当初（入帳時）の利率とによって算出される割引現在価値なのである。

そうした割引現在価値で評価されるという点では、売買目的金融資産の売却時価と何ら異なるところはない。ただ、売買目的金融資産の売却時価は、その時々¹⁾の市場の動向を反映した最新の、配当流列という将来期待キャッシュインフローと利率とによって算出される点で、つまり、キャッシュインフローおよび利率がその時々¹⁾の市場の動向を反映して改定されるという点で、異なっているにすぎない。したがって、増価と売却時価とは、素性を同じくしており、割引現在価値という上位概念によって括ることが可能になる（つまり、増価と売却時価とは、有意味な上位概念を想定することが可能なのである）。

そして、この満期保有金融資産および売買目的金融資産は、言うまでもなく、共に金融資産に属している。この金融資産というのは、前述のように、人間労働力によって産出されたものではないから、生産価格などというものは存在せず、その価格は、割引現在価値によって逆算されるより仕方ないのである。かくして、この両者が、資産負債観に属するのである。

他方、機械は、人間労働力によって産出されたものであるから、生産価格をもっており、それが取得原価に他ならない。そして、機械は、価値生産活動に役立つものであるから、収益費用観に属するのである。

以上のように、企業の主体的損益産出活動には、価値生産活動と資本貸与活動というふたつの異質の活動があるが、収益費用観は前者、資産負債観は後者にかかわる計算方式なのである。つまり、収益費用観と資産負債観との対立の本質は、その計算方式によって把握されるものが価値生産活動と資本貸与活動との相違という点にあるわけである。

このように、私見では、収益費用観と資産負債観との対立は、損益産出活動の点からは、共に主体的な損益産出活動を担っている価値生産活動と資本貸与活動（金融活動）との相違、資産分類の点からは、充用分資産（「事業資産」）と派遣分資産（「金融資産」）との相違、評価の点からは、取得原価と割引現在価値との相違として特質づけられるわけである。

1) 本文中で述べた私見（価値生産活動・資本貸与活動対立説）においては、資産は、損益産出活動の相違という視点から、それ自体としては損益を産出することはないが、しかし、損益を産出するすべての資産を購入し得るものとしての待機分資産（貨幣）、価値生産活動にかかわる充用分資産、そして資本貸与活動にかかわる派遣分資産に分別される。したがって、価値生産活動・資本貸与活動対立説においては、資産は、実は、待機分資産・充用分資産・派遣分資産の3個のカテゴリーに分類されるのである。こうした資産3分類論を提唱したのは、山榊忠恕に他ならない（この点については、山榊 [1967] 6～19ページを参照されたい）。

今日、事業資産・金融資産という資産分類が一般化しているが、その事業資産は充用分資産に、その金融資産は派遣分資産・待機分資産に相当している。したがって、充用分資産および派遣分資産は、それぞれ事業資産およびほぼ金融資産に該当するので、今日、企業保有する貨幣の重要性を勘案すれば、外延的には、同一視してもよいのかもしれない。

それに対して、通説の損益産出活動・市場変動対立説では、満期保有金融資産の評価は、一般に償却原価とよばれており、必ずしも明言されているわけではないが、その名称から容易に推察できるように、機械等の取得原価との類縁性が想定されているようである。もっとも、その場合には、取得原価と償却原価とを括る上位概念が存在するはずであるが、それについては、まったく言及されていない。そんな上位概念など、理論的にはあり得ないのかもしれないが、言及がないので、当面は、不明というより仕方ない。そこで、ここでは、やむなく、「原価」と表記しておこう。これにかかわる計算方式が、収益費用観に他ならない。これに対して、資産負債観が対立させられるわけである。

売買目的金融資産の売却時価は、言うまでもなく資産負債観に属している。それに対して、満期保有金融資産の償却原価も、売買目的金融資産の売却時価と同じく割引現在価値ではあるものの、用いられる利子率が、各時点の最新のものではなく、その当初（入帳時）のものである。この点で、償却原価は、いわば市場の変動を反映しない評価原則として、市場の変動を反映する売却時価とは根本的に異なった類型に属しているとみなされているようである。かくして、通説の損益産出活動・市場変動対立説においては、償却原価は、文字通り市場の変動を反映しない取得原価と同じカテゴリーに組み込まれてしまうようである。

以上のように、通説の損益産出活動・市場変動対立説では、収益費用観と資産負債観とは、評価原則の視点からは、「原価」と売却時価との二項対立になっているが、その資産負債観の根底には、市場変動による損益に関する計算方式という思考があるとみてよいであろう。そのことを逆に言えば、企業の主体的な損益産出活動に関する計算方式ではない、ということになる。それとの対比で言えば、この資産負債観と二項対立の関係にある収益費用観は、企業の主体的な損益産出活動に関する計算方式ということになる。つまり、損益産出活動という視点からは、通説における収益費用観と資産負債観とは、企業の主体的な損益産出活動による損益に関する計算方式と市場変動による損益に関する計算方式との対立として特質づけられるわけである。

ただし、こうした通説の理解では、収益費用観・資産負債観と事業資産・金融資産分類とに、ズレ（矛盾）が生じてしまっている。つまり、共に金融資産に属する満期保有金融資産と売買目的金融資産とが、それぞれ収益費用観と資産負債観という別のカテゴリーに分類させられてしまっているのである。こうした資産カテゴリーのズレ（矛盾）は、後に詳細に検討するが、理論的にきわめて重要な問題なので、くれぐれも留意されたい。

、 しかしながら、金融資産には貨幣が含まれているのに対し、派遣分資産には含まれていないという相違は、類別の発想を異にしているという点で、きわめて重要である。すなわち、今日一般に流布している事業資産・金融資産という資産分類は、企業価値評価の観点から主観のれんの有無をメルクマールにした分類であり、損益の産出活動の相違をメルクマールにした山樹の資産3分類とは、その素性を根本的に異にしている。したがって、両者は、峻別されなければならない。

しかし、今日、事業資産・金融資産という用語が普及していることを勘案して、充充分資産および派遣分資産を、時に、「 」を付した「事業資産」および「金融資産」という用語で表現することにしよう。

(5) 両説の比較検討

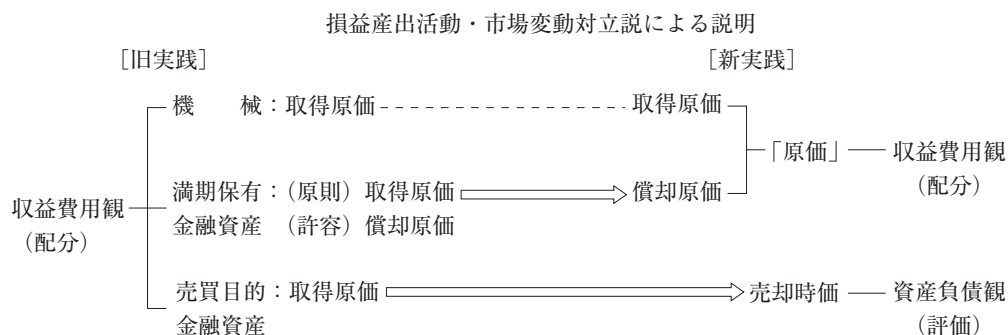
このように、一口に収益費用観・資産負債観という名称でよばれているこの枠組にも、少なくともふたつの異なった考え方が、存在しているのである。したがって、本来的には、①この二項対立に関する概念用具としての論理的妥当性（そうした二項対立が、論理的に成立し得るかどうかということ）および②この二項対立に関する会計事象の説明可能性（この二項対立が、会計事象を合理的に説明し得るかどうかということ）の2点につき、ふたつの考え方のうちどちらの見解が妥当なのか、ということが問われなければならないはずである。しかし、FASBの訓詁注釈学、あるいは国際会計基準の追随学になってしまっているわが国の会計理論の状況では、そうした理論的な深化は、ほとんどなされていない。もっぱら、収益費用観によればかくかくの処理になり、資産負債観によればしかじかの処理になるといった議論、あるいはかくかくの処理はFASBあるいは国際会計基準のどの条項に依拠しているのかといった議論（FASBあるいは国際会計基準の無謬性を前提にしたうえで、論拠の正統性を巡る議論）しかなされていないと言っても過言ではないだろう。

しかし、筆者が究明したいのは、上記の①および②にかかわる収益費用観・資産負債観という枠組の実相なのである。しかし、その究明のために、こうして筆を執ったのであるから、その結論は、この2点に関する筆者の検討が完了したときに、おのずから明らかになるはずである。ただし、その道程は長く遠いので、ここでは、筆者の考えの一端を簡略にふれておこう。

(i) 会計事象の説明可能性

まず②会計事象の説明可能性であるが、わが国の会計実践は、1999年の金融商品会計基準の制定を分水嶺にして、大きな変貌を遂げたが、Iでも述べたように、そのさいのキーワードは、「収益費用観から資産負債観への転換」であったとみてよいであろう。しかし、その収益費用観・資産負債観という枠組に、図表1および図表2に示したように、根本的に異なるふたつの見方があるとすれば、そのいずれが、旧実践から新実践への移行を合理的に説明できるのか、ということが問われなければならない理である。この点も、後に詳しく検討しなければならないが、まず通説の損益産出活動・市場変動対立説の問題点に関する筆者の考えを、前述した機械、満期保有金融資産、そして売買目的金融資産の評価原則によって示せば、次のようなものになるだろう。

図表3



通説によれば、収益費用観（配分）と資産負債観（評価）とは、企業の主体的な損益産出活動による損益の計算方式と市場変動による損益の計算方式との対立として理解されているわけであるから、収益費用観（配分）から資産負債観（評価）への転換というキーワードに該当するのは、本来、売買目的金融資産だけのはずである（ただし、すぐ後に述べる第1の問題点でふれるように、合理的に説明されているということではない）。しかるに、現実には、満期保有金融資産の評価原則についても、旧実践と新実践とでは、大きな相違が観察できるのである。すなわち、旧実践においては、取得原価評価が原則であり、償却原価評価は単に許容されていたにすぎなかったのが、新実践においては、償却原価評価が原則となったのである。このことを念頭において、通説のような収益費用観・資産負債観の理解の仕方では、旧実践から新実践への変化を合理的に説明できないことについて、若干の考察を加えておこう。

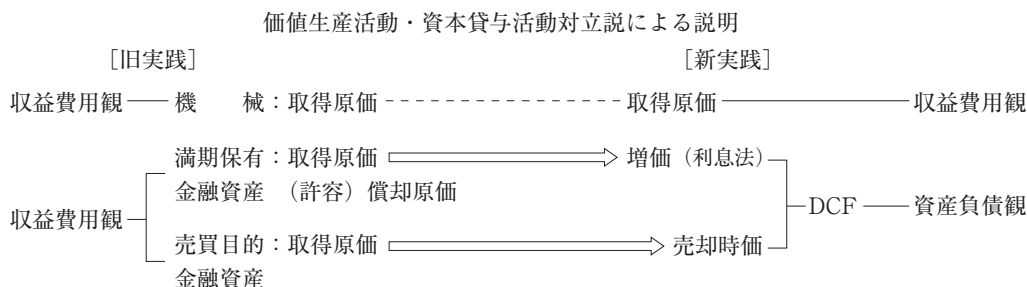
そこには、金融資産の評価原則の変容について、ふたつの問題点が析出できる。まず第1に、売買目的金融資産に関する取得原価から売却時価への変容が、合理的に説明できないことである。通説による資産負債観の特質は、企業の主体的な損益産出活動にかかわる収益費用観に対して、市場変動による損益にかかわっている点にある。そうであれば、そうした資産負債観を新実践に導入したとしても、旧実践における評価原則が取得原価（購入時の購入時価つまり支出額系統の数值）であるいじょう、同じく支出額系統で、ただ市場の変動を反映したものであるものとしての購入時価にならざるを得ないのではないだろうか。収入額系統の売却時価になることなど、純理論的には、ついに不可能なのではないだろうか。つまり、通説のように、収益費用観と資産負債観とを、企業の主体的な損益産出活動と市場変動による損益との対立とみるかぎり、支出額系統の数值である取得原価（購入時の購入時価）を収入額系統の売却時価に転換する論理を具えていないのである。あくまで、収益費用観における評価つまり取得原価（購入時の購入時価）について、その市場変動を反映させる論理しか内在していないので、購入時価に転換することはできても、売却時価に転換することは、論理的に不可能なのである。かくして、売買目的金融資産における取得原価（購入時の購入時価）から売却時価への変容を、通説は合理的に説明できないのである。

そして第2に、満期保有金融資産に関する評価規約の変容も、既に示唆したように、合理的に説明できない。なぜなら、通説によれば、満期保有金融資産は収益費用観に属するいじょう、そして、新実践におけるその評価原則が時価とは異なる償却原価（利率の変動という市場変動を反映していない償却原価）であるいじょう、満期保有金融資産に関する旧実践から新実践への変容も、収益費用観から資産負債観への転換というキーワードによっては、説明できないはずなのである。そのキーワードによるかぎり、論理的には、変容がないほうが自然であろう。そのかぎりにおいて、そうした変容は、理論的には誤りであると言わざるを得ない。

逆に言って、仮にもそうした新実践の変容に合理性があるとしても、通説における収益費用観・資産負債観の枠組は、そうした変容を説明する論理を具えていない。したがって、満期保有金融資産の評価規約に関する旧実践から新実践²⁾への変容を、通説の損益産出活動・市場変動対立説という枠組は、合理的に説明できないのである。

この点、私見の価値生産活動・資本貸与活動対立説によれば、合理的な説明が可能であると筆者は考えている。それを示せば、次のようになろう。

図表4



収益費用観から資産負債観への転換ということは、「収益費用観からの離脱」の妥当性および「資産負債観への準拠」の妥当性ということを含意しているので、このふたつの視点から考えてみよう。

まず「収益費用観からの離脱」の妥当性という側面であるが、満期保有金融資産も売買目的金融資産も、共に人間労働力により産出されたものではない「金融資産」であるいじょう、生産価格なるものは、存在しない。したがって、本来的に、取得原価（購入時の購入時価）で評価されることはないはずなのである。旧実践において、売買目的金融資産が取得原価で評価され、その販売時に損益が計上されたのは、価値生産活動による損益と資本貸与活動による損益との質的相違を無視して、資本貸与活動に属する売買目的金融資産には適用できないはずの、機械等の価値生産活動にかかわる損益の原則（原価＝実現原則）を強引に援用した結果であり、理論的には、誤りであると言わざるを得ない。そうであれば、売買目的金融資産に関する収益費用観からの離脱は、理論的に妥当であるということになる。

満期保有金融資産の旧実践における取得原価評価についても同断であるが、この場合には、売買目的金融資産とは異なり売買ということがないだけに、さすがに、機械等との類似性だけで、取得原価評価を押し通すことは、できなかった。したがって、いわば利潤の平準化という観点から利息の計上を認め、やむなくアキュムレーション法を許容せざるを得なかったのであろう。これを許容にとどめざるを得なかった点にも、旧実践（収益費用観）では、価値生産活動しか想定されていない（資本貸与活動という活動が、理論的には認められていない）ということが如実に窺えるのである。しかし、この満期保有金融資産にしても、それが「金融資産」のカテゴリーに属し

2) 満期保有金融資産の評価の変容に合理性があると認めるならば、まず第1に、それが旧実践でも新実践でも共に収益費用観に属しているいじょう、旧実践における収益費用観の評価規約が誤りであったということになろう。したがって、まずもって、そのことを虚心坦懐に認めなければならない。そして第2に、取得原価と償却原価とを括る上位概念「原価」の本質を明らかにしなければならない。今日の会計理論は、この2点について何ら言及することなく、旧実践から新実践への評価規約の変容を、収益費用観から資産負債観への転換という説明で押し通そうとしているのである。あまりに牽強附会と言わざるを得ない。

ているいじょう、原則論として、割引現在価値で評価し、かつ利息法によって増価させなければならぬのである。以上のように考えれば、旧実践における満期保有金融資産の原則的評価が取得原価であったことも、理論的に誤りだったのである。つまり、満期保有金融資産に関しても、収益費用観からの離脱は、理論的に妥当なのである。

次に、「資産負債観への準拠」の妥当性という側面であるが、私見によれば、収益費用観と資産負債観という識別の本質は、価値生産活動の損益（「事業資産」の損益）にかかわる計算方式か資本貸与活動の損益（「金融資産」の損益）にかかわる計算方式かという相違であるから、資産負債観というのは、いわゆる「金融資産」を規定する計算方式にかかわっている。そして、満期保有金融資産も売買目的金融資産も、共に「金融資産」であるいじょう、その変容を、資産負債観への転換つまり資産負債観への依拠というキーワードで語ることは、可能であろう。

以上のように、「金融資産」については、収益費用観からの離脱も資産負債観への準拠も、理論的に妥当だったのである。つまり、収益費用観に依拠した「金融資産」の評価規約の理論的誤りが、資産負債観への転換によって是正された、というのが筆者の見解である。こうした理解によって、旧実践から新実践への会計処理の変容の全体が、合理的に説明されたということになるのではないだろうか。

(ii) 二項対立の論理的妥当性

以上のように、収益費用観・資産負債観という枠組の理解の仕方は、けっして一本道ではないし、またその理解の仕方によって、近時生じている会計実践に関する説明能力にしても、異なってくるのである。そして、そうした説明能力の相違をその根源にまで遡れば、収益費用観・資産負債観という枠組の論理的妥当性の議論にまで行き着くであろう。例えば収益費用観と資産負債観との測定属性として、「原価」と売却時価との二項対立、あるいは取得原価と割引現在価値という二項対立が、概念用具として論理的に成立し得るのか（そうした二項対立が、論理的に有意味なのか）、という問い掛けが必要になろう。さらに遡れば、収益費用観と資産負債観との本質的属性として、企業の主体的活動による損益に関する計算方式（企業の損益産出活動は価値生産活動だけという前提のもとで、その価値生産活動による損益に関する計算方式）と市場変動による損益に関する計算方式（価値生産活動による損益以外の損益を、市場変動による損益とみなしたうえで、その市場変動による損益の計算方式）といった二項、あるいは、企業の損益産出活動には価値生産活動と資本貸与活動というふたつの異質のものがあるという前提のもとで、価値生産活動による損益に関する計算方式と、資本貸与活動による損益に関する計算方式といった二項が、対立概念として、論理的に本当に構成し得るのか、ということが問われなければならない。これが、(5)の冒頭で指摘した①概念用具としての二項対立の論理的妥当性の問題に他ならない。

しかし、この点は、本書が究明すべき課題に他ならない。なぜなら、本書の究極の企図は、概念用具として論理的に妥当性をもつ二項対立を策出することにあるからである。したがって、本書の全体によって、筆者なりの解決策を提起しなければならない。もっとも、筆者の進むべき方向は、これまでの論述から既に明らかであろうが、ここで、直接的に、その結論を述べることは、差し控えておこう。ただし、通説と私見との、計算目的について考え方、および取得原価主義会

計論の位置づけの2点は、今後の論述にかかわっているので、ここで簡単にふれておこう。

まず第1の計算目的の問題であるが、結論的には、通説の損益産出活動・市場変動対立説における資産負債観は、本質的に、計算目的の変容という厄介な問題を抱えていると筆者は考えている。すなわち、その収益費用観については、企業の主体的な損益産出活動に関する計算方式であるいじょう、損益計算という計算目的の範囲内で、論理を構成することも不可能ではない。しかし、資産負債観は、市場変動による損益に関する計算方式であり、資産・負債の実態を把握することを基点としている。その場合、資産・負債の実態とは、最新のリスクを反映したものとしての時価による評価を意味しているようである。そうであれば、そうした時価評価からの立論は、少なくとも結果的には、リスク・実態表示目的あるいは負債の全貌表示といった計算目的に結び付く可能性を秘めている。もちろん、現在のところ、一般的には、計算目的としては依然として損益計算ということが念頭におかれているようであるが、資産負債観の論理を押し通せば、損益計算という計算目的を逸脱する可能性、つまりリスク・実態表示目的にその計算目的が変容している可能性も、考えられるであろう。その場合には、理論の性格についての研究者のスタンスまでが、問われることになろう。つまり、説明理論を論じているのか規範理論を論じているのかという点についての二者択一を迫られるであろう。それにもかかわらず、そのことを曖昧にして、リスク・実態表示目的という計算目的に適う会計処理を、(損益計算を計算目的として構築されているはずの、現行会計に関する)説明理論に持ち込めば、説明理論としての首尾一貫性が崩壊し、理論としての資格を喪失してしまう、という代償を払わなければならないことになろう。

この点、私見の価値生産活動・資本貸与活動対立説の立場では、収益費用観も資産負債観も、共に損益産出活動にかかわる計算方式であるから、無意識のうちに損益計算という計算目的を逸脱してしまうという可能性、あるいは、何時の間にか計算目的がリスク・実態表示目的になっているといった可能性は、過誤を除いて少ないと言えよう。

次に第2の取得原価主義会計論の位置づけであるが、この点でも、通説と私見とでは、大きく異なっている。すなわち、取得原価主義会計論というのは、通説の考え方によれば、理論的に成立し得るのに対して、私見の立場によれば、理論的に誤りであり、ひとつの理論体系として成立し得ないということになろう。

通説の収益費用観と資産負債観とは、本質的には、企業の主体的な経済活動による損益に関する計算方式と市場変動による損益に関する計算方式という対立であったが、その場合、後者の市場変動による損益というのは、当該企業と他者との取引が存在していないだけに、客観性を具えていないとも言えよう。こうした視点から、会計上の利益はすぐれて客観性を帯びていなければならないという主張も、たしかに、ひとつ成立し得るであろう。そうした立場からすれば、会計上の利益は、市場変動による損益はできるだけ排除し、企業の主体的な経済活動による損益(つまりいわゆる取引に基づいた損益)に限定されなければならないということになろう。そうであれば、市場変動による損益に関する計算方式である資産負債観を排除し、もっぱら企業の主体的な

経済活動による損益に関する計算方式である収益費用観によって理論構築すべきである、という主張が生じても不思議ではない。

取得原価主義会計論というのは、正にこうした発想に支えられて構築された理論体系なのではないだろうか。すなわち、取得原価主義会計論においては、損益産出活動は価値生産活動に限定されているが、この価値生産活動は、言うまでもなく、他者のために価値を生産するのであるから、必然的に、市場におけるいわゆる取引を通して、他者との交換が必要になる。つまり、その損益の特質は、交換的損益性にあるのである。こうした交換的損益性を念頭におくかぎり、客観性（取引の確実性および測定値の確定性）を具えるに至るのは、実現した時点（販売時点）であるから、その実現時点までは損益を認識してはならない。かくして、取得原価で評価されるべきことになる。取得原価主義会計論における原価＝実現原則は、このような論理に支えられて形成されたものに他ならない。したがって、この原価＝実現原則には、市場変動による損益を排除するという理念が、内在しているのである。そうであれば、取得原価主義会計論は、資産負債観を排除し、もっぱら収益費用観によって構築されたと言ってよいのである。

以上のように、企業の主体的な経済活動による損益に関する計算方式と、市場変動による損益に関する計算方式という、通説による収益費用観と資産負債観との枠組のもとでは、資産負債観を排除し、もっぱら収益費用観に依拠した理論体系、つまり取得原価主義会計論なる理論体系が、理論的に成立し得るとみなされるわけである。

それに対して、私見のもとでは、収益費用観と資産負債観とは、企業のふたつの独立の損益産出活動である価値生産活動と資本貸与活動とにかかわる損益に関する計算方式であるから、いわば同格の立場にある。したがって、一方だけで理論体系を構築することなど、不可能なのである。

もっとも、この点については、企業の損益産出活動における価値生産活動と資本貸与活動との関係が、問われなければならない。つまり、価値生産活動だけで企業の経済活動を構成し得るのか、それとも、企業は価値生産活動と資本貸与活動との両者を想定しなければならないのか、という点である。この点、筆者は、次のように考えている。

近代会計制度は、監査済みの財務諸表を広く社会にディスクロージャーするという点に、その特質があるのであるが、こうした会計のディスクロージャー制度および監査制度は、一定の証券資本主義の展開を前提にしていると筆者は考えている。そこで、この点を、アメリカの事例によってみておこう。すなわち、アメリカの近代会計制度は、1929年の世界大恐慌を契機として展開されたと言ってよいと思われるが、その大恐慌において甚大な被害を受けたのが、当時発展しつつあった証券市場における無機能資本家であった。その対策として、損益計算を計算目的とする財務諸表のディスクロージャーと監査の実施とが制度化されたのである。このように、近代会計成立の前提には、銀行を媒介とした信用の授受に加えて、相当程度に発展した証券市場における無機能資本家の存在があったのである。また、信用販売に基づく売買が一般化していたことも、周知の事実と言ってよいであろう。そうであれば、資本貸与活動（金融活動）は、価値生産活動と並んで、株式会社企業の損益産出活動の両輪をなしていたことになる。

以上のように、金融活動なくして、企業の存立あるいは企業の経済活動は、不可能だったので

ある。したがって、株式会社企業の経済活動の記録に任ずるものとしての近代会計は、価値生産活動および資本貸与活動を共にその計算対象としていたわけであるから、その各々を把握する収益費用観および資産負債観という計算方式を共に必要としていたのである。そうであれば、資本貸与活動を切り捨てれば価値生産活動のみを想定し、それを収益費用観によって把握してきた取得原価主義会計論は、理論的には誤りなのである。現実には、収益費用観だけの体系としての取得原価主義会計論では、旧実践を合理的に説明することなど、およそ不可能なのである。しかし、これまでのところ、説明理論をひとつの仮説とみたうえで、その妥当性を実践に照らして検証するという発想が、会計理論には存在しなかったため、取得原価主義会計論の説明能力の欠如が、露呈しなかっただけなのである。

いずれにしても、筆者は、以上のように、収益費用観だけで構築された理論体系など、成立し得ないと考えている。つまり、取得原価主義会計論というのは理論的には誤りであるというのが、筆者の考えである。

Ⅲ 検討課題

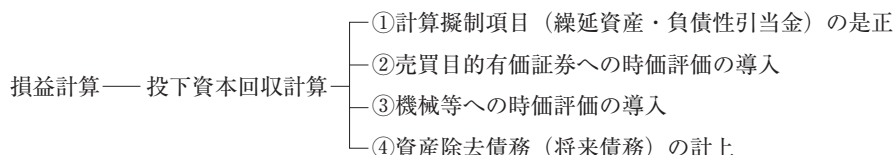
以上のように、収益費用観・資産負債観の本質は、通説（損益産出活動・市場変動対立説）と私見（価値生産活動・資本貸与活動対立説）とでは大きく異なっているが、ここでは、通説の損益産出活動・市場変動対立説を念頭におきながら、資産負債観の説明能力に関する検討課題を整理しておこう。

旧実践における伝統的な取得原価主義会計はいわゆる収益費用観に準拠しているとみなされているが、そのことに起因して、種々の問題が発生している、と一般的には理解されているようである。そして、既述のように、その問題点は、収益費用観に対立するものとしての資産負債観に準拠することによって是正され得る、と信じられているようである。このような理解のもとに、資産負債観が適用されたあるいは適用され得ると推定される具体的な会計事象を類別すれば、①計算擬制項目（繰延資産および負債性引当金）の是正の問題、②有価証券への時価評価の導入の問題、③機械等への時価評価の導入の問題、そして④資産除去債務等の計上の問題の四者が、識別できるであろう。

もちろん、これら4項目の生起に伴い、会計処理の変更あるいは新しい会計処理の導入がもたらされた。しかし、それにもかかわらず、これまでのところ、それら新しい会計処理が、既存の理論体系全体にどのような影響を及ぼしたのか、という点についての検討はほとんどなされていないと言ってよいようである。そのかぎりでは、変更された会計処理、あるいは新しい会計処理を、損益計算（投下資本回収計算）に規定された現行会計の説明理論のもとに問題なく組み込むことができる、と信じられていると言っても過言ではない。逆に言えば、変更された会計処理、あるいは新しい会計処理が、既存の理論体系に深刻な混乱をもたらすかもしれないといった危惧、ひいては既存の理論体系の理論的破綻をもたらすかもしれないといった危惧など、まったく抱かれていないようなのである。

こうした一般的な理解を図示するとすれば、次のようになる。

図表 5



その点、筆者は、部分的な変更にさいしてのその部分的な新しい会計処理の導入にしても、既存の理論体系全体に影響を及ぼす可能性もあると理解している。そこで、ここでは、そうした視点のもとに、現行会計の処理体系の全体像のなかにおける上記の4個の問題点の位置づけを、筆者なりに明らかにすることにしよう。

旧実践における会計処理は、損益計算の論理によって規定されていると一般に理解されているとみてよいであろう。つまり、旧実践の処理体系は一般に取得原価主義会計論と呼称されているが、その計算目的は、a 損益計算にあるわけである。

もっとも一口に損益計算と言っても多様であるが、旧実践においては、b 投下資本回収計算（名目資本維持計算）という内容の損益計算が、遂行されているとみなされているようである。

この投下資本回収計算という損益計算においては、回収時（実現時）にその回収資本が収益として認識され、そしてそれに対応する投下資本が費用として認識される。このように、回収時（実現時）における収益と費用との対応によって、損益計算が遂行されるのであるから、逆に言えば、回収時（実現時）までは、収益が計上されてはならず、そのために、資産は取得原価のままに据え置かれなければならない。ここに、c 取得原価主義という資産評価の基本原則が、定式化されるのである。旧実践における会計が取得原価主義会計と称されるゆえんである。しかし、そこには、種々の例外が認められており、はたして、取得原価が基本原則と言ってしまってもよいのか、さらには、そもそも取得原価主義会計論なるものが存在していたのか（あるいは存在し得るのか）どうかについても、問題なしとしないが、しかし、ここでは、一般的理解に従い、取得原価を基本原則とする取得原価主義会計論という用語を用いることにする。

そして、この取得原価主義会計論においては、収益と費用との対応による損益計算が重視されているので、その論理必然的帰結として、d 計算擬制項目が生ずると説かれている。すなわち、収益との対応を図るために、一方、費消された財・用役の一部を将来の収益に対応させるべく繰延べることによって繰延資産項目が、他方、将来費消される財・用役の一部を当期収益に対応させるべく当期の費用として見越計上するので、その結果いわゆる負債性引当金項目が、論理必然的に貸借対照表に姿を現すことになることとみなされている。

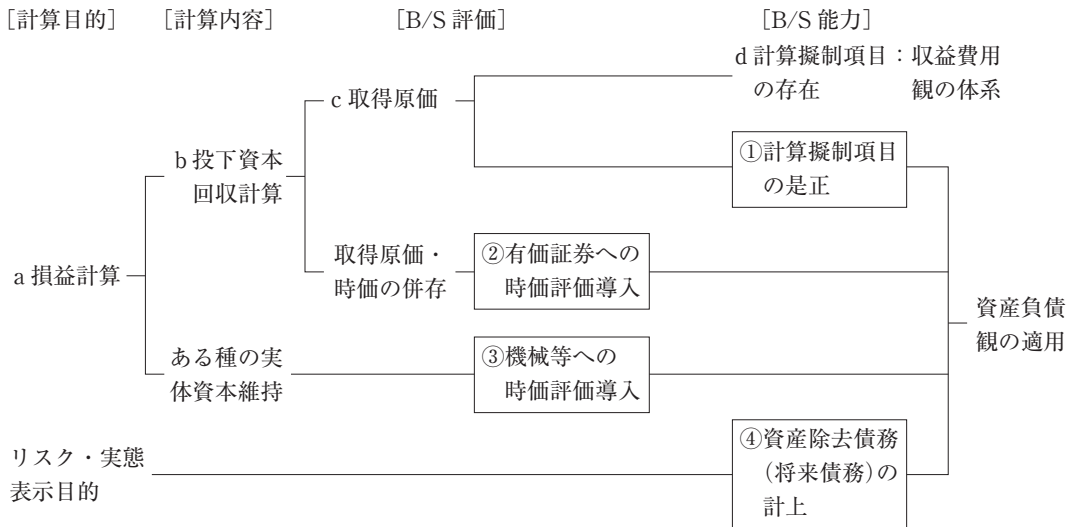
以上のように、取得原価主義会計論の特質としては、当面の課題からすると、a 損益計算という計算目的、b 投下資本回収計算（名目資本維持計算）という計算内容、c 取得原価という評価規約、そしてd 繰延資産および負債性引当金という計算擬制項目の存在が、一般に指摘されているが、収益費用観というのは、取得原価主義会計論のこうした特質にかかわっていると見てよ

いであろう。

それに対して、資産負債観というのは、まず、①計算擬制項目の是正の根拠として登場したのであるが、次いで、②売買目的有価証券の評価原則とのかかわりで、(取得原価に対する)時価評価の導入の根拠として、一躍脚光を浴びることになる。そして、近時においては、さらに、④資産除去債務のオンバランス化とのかかわりで、損益計算からリスク・実態表示目的への計算目的の変化を推進する役割を、資産負債観は担うに至っているようである。これらは、現実の制度にも変革をもたらした項目であるが、それに対して、③機械等への時価評価の導入は、むしろ理念的に主張され得る項目と言ってよいであろう。すなわち、当面、制度の問題としてはまったく俎上に載っていないが、しかし、理念的には、資産負債観のもとで、主張され得る可能性があり、しかも、きわめて興味深い論点を提示するのである。そこで、ここでも、取り上げることとしたい。

以上のような関係を、筆者の視点から整理すれば、次のように纏めることができるであろう。

図表6



ここでは、会計の全体像を、計算目的、計算内容、貸借対照表評価、および貸借対照表能力の四者の階層構造に分別している。そして、前述のように、収益費用観の体系の特質としては、それぞれ、a 損益計算、b 投下資本回収計算、c 取得原価、そしてd 計算擬制項目の存在が、指摘できるのである。

ここでは、次の点に留意すべきである。すなわち、貸借対照表評価および貸借対照表能力は、計算目的および計算内容から導出される具体的な会計処理方法にすぎず、ある理論体系のアイデンティティを規定しているのは、計算目的および計算内容に他ならない、という点である。つまり、この計算目的および計算内容が同一であるかぎり、貸借対照表評価および貸借対照表能力が変わったとしても、同一の体系としてのアイデンティティがある(現行会計実践の説明理論である)とみてよいのである。³⁾

そのことを念頭におき、上図について、若干の説明を加えておこう。まず①の計算擬制項目の是正であるが、具体的には、資産負債観の適用による、繰延資産の貸借対照表能力の否定および負債性引当金の解釈の変更を含意している。負債性引当金について一例を挙げれば、特別修繕引当金の会計処理を収益費用観に属する負債性引当金説から資産負債観に属する評価性引当金説に変更することによって、特別修繕引当金の性格が合理的に説明できるといった主張が、それである。

これらの場合には、単に、貸借対照表能力の変更をもたらすにすぎず、a 損益計算およびb 投下資本回収計算というレベルには影響しないので、「取得原価主義会計論」の枠内において、現行会計実践の説明理論として論ずることが可能である。②の売買目的有価証券への時価評価の導入にしても、そのことによって、貸借対照表評価という会計処理には変更をもたらさず、a 損益計算およびb 投下資本回収計算という性格には影響を及ぼさないで、同じく、説明理論として論ずることが可能である。つまり、説明理論として、「取得原価主義会計論」の改善として位置づけることができると筆者は考えている（ただし、註3でも述べたように、取得原価主義会計論という性格づけは妥当でなくなるので、その本質を表現する別の呼称が必要になる）。

それでは、③機械等への時価評価の導入および④資産除去債務（将来債務）の計上は、どうであろうか。結論的には、後に詳論するように、単なる会計処理レベルを越えて、b 計算内容をある種の実体資本維持に変更させてしまうと、さらにはa 計算目的をリスク・実態表示目的に変更させてしまう（損益計算を無意味なものにすることによって、損益計算を否定してしまう）。このように、計算内容および計算目的にも影響を及ぼすことによって、「取得原価主義会計論」とは異質の体系に変質させてしまうのである。つまり、現行会計実践の説明理論として論じることが不可能になってしまっているのである。逆に言えば、それらの項目を含むかぎり、計算内容として投下資本回収計算⁴⁾という性格を保持することができなくなるし、あるいは計算目的として損益計算

3) 例えば、収益費用観に規定されている「取得原価主義会計論」について、貸借対照表能力および貸借対照表評価に変更が生じて、依然として、損益計算という計算目的および投下資本回収計算という計算内容を維持しているかぎり、本質的には、同一の体系（現にある会計実践に関する説明理論）とみてよいのである。しかし、その場合、変更前の貸借対照表能力および貸借対照表評価を含む体系（この場合には「取得原価主義会計論」）が、理論的には誤りであった可能性がある。つまり、取得原価主義会計論と特質づけることが理論的に誤りであった可能性がないではないのである。上記において、取得原価主義会計論に、「」を付したゆえんである。

こうした点はあるにしても、貸借対照表能力および貸借対照表評価の変更前後のふたつの体系は、同一の体系として比較し得ると言ってよいのである。換言すれば、計算目的および計算内容が同一であるかぎり、現行会計実践の説明理論として、比較可能性を保持しているわけである。

それに対して、計算目的あるいは計算内容が異なることになれば、これは、比較不可能な異質の体系とみななければならない。換言すれば、計算内容がある種の実体資本維持になったり、計算目的がリスク・実態表示になったりする場合には、とうてい、現行会計実践の説明理論とは言えなくなる。これは、現行会計実践の存在意義を否定し、それとはまったく異質の会計処理の妥当性を主張するものであるから、筆者の用語法によれば、規範理論を意味している。したがって、「取得原価主義会計論」と同一ディメンションで比較検討することは、不可能なのである。

4) ただし、売買目的有価証券の時価評価につき、市場収益率資本維持という概念を適用しようとする考え方もあるが、筆者は、金融資産につき、資本維持という概念を適用とすることには、疑念をもっている。↘

の体系とすることができなくなる。したがって、あるいは投下資本回収計算性を放棄し、あるいは損益計算体系性を自己否定しなければならなくなると筆者は考えている。これらの場合には、上述のように、部分の変更が、計算内容あるいは計算目的の変更を通して、体系全体の変更（異質の体系への変更）をもたらしてしまうのである。註3でふれたように、筆者の用語法で言えば、規範理論の類型に属するものになっているわけである。

そうであれば、部分の会計処理の変更を論ずる場合にも、こうした可能性（計算内容および計算目的の変更の可能性）を念頭において検討することが、きわめて重要である。

以上のような整理を前提にして、次号以下で、逐次、検討していくが、最初に貸方項目を組上に載せることにしたい。すなわち、まず①負債性引当金につき、特別修繕引当金および製品保証引当金を、次いで④資産除去債務を取り上げることにしたい。

参 考 文 献

津守 [1997]: 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社

山榎 [1967]: 山榎忠恕著『近代会計理論』（10版）国元書房

FASB [1976]: *FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, December 2, 1976*

メ b 投下資本回収計算というのは、価値生産活動レベルについて言えば名目資本維持に相当する。しかし、資本維持概念の適用に疑義のある金融資産の存在を勘案して、あえて名目資本維持という用語を避け、投下資本回収計算という用語を用いたのである。